

南相馬市敬老祝金等条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○南相馬市敬老祝金等条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、高齢者に対し、敬老祝金等を支給して敬老の意を表し、その福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(受給資格)</p> <p>第2条 敬老祝金等の支給対象者は、次に掲げる要件に該当するものとする。</p> <p>(1) 毎年9月15日現在(以下「基準日」という。)において引き続き3月以上本市に住所を有する者であって、基準日現在までに77歳及び88歳に達するもの</p> <p>(2) 毎年4月1日から翌年3月31日までの間で99歳及び100歳に達する者であって、当該年齢に達する日において引き続き3月以上本市に住所を有するもの</p> <p>(敬老祝金等の額)</p> <p>第3条 敬老祝金等の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 77歳 <u>5千円</u></p> <p>(2) 88歳 1万円</p> <p>(3) 99歳 1万円相当の祝品</p> <p>(4) 100歳 10万円</p> <p>(支給時期及び支給方法)</p> <p>第4条 敬老祝金等は、9月に支給する。ただし、前条第3号及び第4号に規定する敬老祝金等については、99歳及び100歳に達した日以後速やかに支給する。</p> <p>2 前条第3号及び第4号に規定する敬老祝金等の支給は、対象者の居宅において行うものとする。ただし、居宅において贈呈することが適当でないと認めるときは、対象者が希望する施設又は医療機関等において行うことができる。</p>	<p>○南相馬市敬老祝金等条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、高齢者に対し、敬老祝金等を支給して敬老の意を表し、その福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(受給資格)</p> <p>第2条 敬老祝金等の支給対象者は、次に掲げる要件に該当するものとする。</p> <p>(1) 毎年9月15日現在(以下「基準日」という。)において引き続き3月以上本市に住所を有する者であって、基準日現在までに77歳及び88歳に達するもの</p> <p>(2) 毎年4月1日から翌年3月31日までの間で99歳及び100歳に達する者であって、当該年齢に達する日において引き続き3月以上本市に住所を有するもの</p> <p>(敬老祝金等の額)</p> <p>第3条 敬老祝金等の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 77歳 <u>1万円</u></p> <p>(2) 88歳 1万円</p> <p>(3) 99歳 1万円相当の祝品</p> <p>(4) 100歳 10万円</p> <p>(支給時期及び支給方法)</p> <p>第4条 敬老祝金等は、9月に支給する。ただし、前条第3号及び第4号に規定する敬老祝金等については、99歳及び100歳に達した日以後速やかに支給する。</p> <p>2 前条第3号及び第4号に規定する敬老祝金等の支給は、対象者の居宅において行うものとする。ただし、居宅において贈呈することが適当でないと認めるときは、対象者が希望する施設又は医療機関等において行うことができる。</p>

(敬老祝金等の返還)

第5条 市長は、敬老祝金等を支給資格のない者に対して支給したときは、返還を命ずることができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(敬老祝金等の返還)

第5条 市長は、敬老祝金等を支給資格のない者に対して支給したときは、返還を命ずることができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。